

規格基準の事前意図公告

（この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5（a）に基づくものです。）

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）の一部改正

2 対象

乳及び乳製品（04.01、04.02、04.03、04.04、04.05、04.06、1901.10、21.05）

3 趣旨及び目的

生水牛乳に係る規格基準を新たに設けること。

4 施行予定日

意見提出期間後、速やかに施行の予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2

TEL 03-5253-1111 内線 2489

FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO 事務局から配付された後 60 日間